

# 山口県報

平成28年  
6月28日  
(火曜日)

## 目次

|       |  |   |
|-------|--|---|
| ○規則   | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則<br>(こども政策課)..... | 一 |
| ○告示   | 解除予定保安林(長門市)(森林整備課).....                                 | 二 |
|       | 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....                               | 二 |
|       | 山口都市計画道路の変更(都市計画課).....                                  | 四 |
| ○公告   | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....                           | 四 |
|       | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....                    | 四 |
|       | 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....                | 五 |
|       | 公共測量の実施(監理課).....  | 六 |
|       | 公共測量の実施の終了(監理課).....                                     | 六 |
| ○選管告示 | 不在者投票のできる病院の指定.....                                      | 六 |
|       | 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正(二件).....                       | 六 |
|       | 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定.....                                | 七 |
|       | 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正.....                       | 七 |



児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第六号口の表二階の項及び三階の項中、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表四階以上の項中、「外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)」を有する付室」を「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして、「(保育士の員数の算定に関する経過措置)」を付し、附則に次の一項を加える。

4 第二十八条第一号に掲げる保育士については、当分の間、同号(一)の保育所に係る部分に限る。( )の規定を適用しないことができる。この場合において、同号(一)の保育所に係る部分を除く。( )の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十二号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十七年山口県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「加えた員数」の下に「。以下単に「合算した員数」という。」を加え、同条第三項中「直接従事するもの」の下に「（以下「副園長等」という。）」を加える。

附則第七項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職員の特例）」を付し、附則に次の四項を加える。

8 園児が少数である時間帯において、第四条第二項（一の幼保連携型認定こども園に係る部分を除く。）の規定により必要となる職員（園児の教育及び保育に直接従事する職員をいう。以下同じ。）の合算した員数が一人となる場合には、当分の間、同条第三項の規定にかかわらず、同条第二項の規定により必要となる職員のうち一人は、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

9 副園長等については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもってこれに代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 一日につき八時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総員数が、当該幼保連携型認定こども園の利用定員の総数に応じた置かなければならない職員の員数を超える場合には、副園長等については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総員数から利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の員数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもってこれに代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 前二項の規定により副園長等について小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総員数は、第四条第二項の規定により必要となる職員の員数の三分の一を超えない範囲内で知事が認める員数としなければならない。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
長門市三隅下字地蔵崎一〇七七六の五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

### 山口県告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
保安林の指定をする件（平成二年農林水産省告示第七十号）（三に係るものに限る。）（）、保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第八百三十八号）及び保安林の指定に関する告示（平成九年山口県告示第六百十八号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇

部市産業振興部農林振興課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。( )

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字地吉字大谷四五三の三四、字かじヶ迫四六八の一  
 美祢市大領町西分字花ヶ迫一六二から一六四まで、五三八の一、五四九の一から  
 五四九の一八まで、五四九の二三、字栢ノ木二四六、二五〇から二五二まで、二五四  
 の一、二五五の一から二五五の四まで、二五六、二五七、二五八の一から二五八の四  
 まで、二五九の二、二五九の三、二六〇の一、二六〇の二、二六〇の四、二六七、六  
 七四、六七六から六七八まで、六八一、六八二、六八三の一、六八四、六八八、七〇  
 〇、七〇三、七〇四、七〇七、七〇八、七〇八の一、七二〇から七二二まで、七二七  
 から七二〇まで、七二二から七二五まで、七二六の一、七三〇の一、七三一、七三  
 二、七三四、七三五の一、七三六の一、七三六の二、七三七から七三九まで、字栢ノ  
 木一五五三の一、一五五三の二、一五五三の四から一五五三の一四まで、一五五三の  
 一六から一五五三の一八まで、西厚保町原字井出ノ上四五一、四五八の一、字茅尻四  
 六五、六一六、六一七、六一九、伊佐町伊佐字足河内五〇七から五〇九まで、一一  
 八から一一二四まで、一一二七から一一三一まで、一一三七、一一三九から一一四五  
 まで、一一五〇から一一五七まで、一一六五、一一六六、一一七〇、一二八五の一、  
 一二六一、二五二七の二、秋芳町嘉万字岩ヶ下一八一六の一、一八一七、一八一八、  
 字弥ヶ谷一八二〇、一八二二、一八二六の一、一八二六の三、一八二八、一八二九の  
 一、一八三一、一八三六から一八三九まで、一八四〇の一、一八四〇の三、一八四一  
 の一、一八四二の二、一八四二、一八四三、一八四三の二、一八四五から一八四七ま  
 で、字円乗寺一八二三の一、一八二三の二、一八二四、字大砂利一八五三の一、一八  
 五三の二、一八五三の四、一八五四の一、一八五五の一、字山神一八五六から一八五  
 八まで、字炭焼一八六一から一八六四まで、一八六六の二、一八七〇、字大迫一八七  
 三、一八七五から一八七七まで、一八七八の一、一八七八の二、一八七九、一八八  
 一、字半紙ヶ迫一八八二、字迫田一八八四、一八八五、一八八八、字平木一八八九、  
 一八九一、一八九三の二、一八九四の一、一八九五、字左ヶ迫一八九六、一八九七、  
 一八九九、字奥畑一九〇一、一九〇四、字麓一九〇五の一から一九〇五の六まで、一  
 九〇五の八から一九〇五の二まで、一九〇五の一四から一九〇五の二五まで、一九  
 〇五の二八から一九〇五の三三まで、一九〇五の三五から一九〇五の四〇まで、一九  
 〇五の四二、一九〇五の四三、一九一七の一、字館浴一九〇七から一九〇九まで、字  
 奥ノ原一九一一の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養  
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市  
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係  
 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇部市大字西吉部字牛ヶ浴一八一の一四、一一八一の三五、一一八一の三七、字権  
 明一二五七から一二六〇まで、一二六三、一二六四、一七五七、三六七九から三六八  
 二まで、三六八三の一から三六八三の三まで、三六八四の一、三六八四の二、三六八  
 五の一から三六八五の三まで、三六八六、三六八七  
 美祢市大領町北分字栢ノ木一七〇の三、一七一から一七三まで、一二八〇、一二八  
 二、一二八三、一二八四の一、一二八五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市  
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係  
 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口県都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市政策部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
山口都市計画道路三・四・七白石小鯖線  
山口都市計画道路三・四・九東山通り下矢原線
- 二 変更の内容  
区域及び構造の変更

- 一 都市計画の種類及び名称  
山口都市計画道路三・六・二十三黄金町春日町線
- 二 変更の内容  
名称、位置、区域及び構造の変更

- 一 都市計画の種類及び名称  
山口都市計画道路三・六・四十八野田香山町線
- 二 変更の内容  
路線の追加



(二六四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年八月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦

覧に供します。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年五月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 ふるさと  
代 表 者 の 氏 名 松橋美恵子  
主たる事務所の所在地 宇部市中村二丁目七番五三号
- 三 定款に記載された目的  
高齢者や障害者等に対して、介護や見守り支援、相談など生活の自立を支える事業を地域の活動団体、個人等と共に行い、もって地域福祉の充実及び安全で活力あるまちづくりや地域コミュニティの発展に寄与すること。

(二六五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十八年八月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年六月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人うべ環境コミュニティ  
代 表 者 の 氏 名 浮田 正夫  
主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番三六号

(二六六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年八月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人はぐ

代 表 者 の 氏 名 大野みどり

主たる事務所の所在地 岩国市山手町二丁目四〇番一―二号

(二六七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月十六日山口県公告(五〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供しません。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十八年二月十六日山口県公告(五一)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一一の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月十六日山口県公告(五二)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク光井店

所在地 光市光井四丁目三三番一―号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二七〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十八年六月六日から平成二十九年三月三十一日まで

(二七一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業の地域

下松市大字末武下

三 作業の期間

平成二十七年七月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

平成二十八年六月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

医療法人水の木会江藤病 院 下関市吉見新町一丁目六番一七号 平成二八、六、一七

日良居病院 大島郡周防大島町大字土居一四二六 〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(昭和六十一年山口県選挙管理委員会告示第七十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

「日良居病院 大島郡周防大島町大字土居一四二六」を削る。

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「江藤病院」を削る。  
「吉見本町二丁目三番三二号」を削る。

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成二十八年六月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

| 名 称                      | 所 在 地         | 指 定 年 月 日 |
|--------------------------|---------------|-----------|
| 医療法人社団あずま会介護老人保健施設葵の園・下関 | 下関市山の田東町四番二〇号 | 平成二八、六、一七 |

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成五年山口県選挙管理委員会告示第八十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

|                      |                |           |
|----------------------|----------------|-----------|
| 「医療法人徳裕会介護老人保健施設あゆみ」 | 下関市山の田東町四番二〇号  | 平成五、一一、一七 |
| 老人保健施設さくら寮           | 「長府才川二丁目二番二号」を |           |
| 老人保健施設さくら寮           | 下関市長府才川二丁目二番二号 | 平成五、一一、一七 |

平成二十八年六月二十八日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市